

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚前に A 市（現在は、B 市）で国民年金に加入した。その後、昭和 36 年 7 月に結婚して C 市に転居し、同市役所で国民年金の氏名及び住所の変更手続を行った。

それ以降の国民年金保険料は、私が自宅で店を経営しながら店に来る集金人に、私と夫の二人分を一緒に納付してきた。

昭和 37 年から 39 年までの頃は、小さい子供がおり、店も忙しかつたので、集金人が来た際に国民年金手帳を探せず、再交付してもらって数か月分ずつまとめて国民年金保険料を納付していたように記憶している。

また、国民年金保険料の一部の納付が、再交付された国民年金手帳と保険料の納付が重なったため、昭和 38 年度分の 1,200 円を返還してもらったこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月に結婚後、C 市役所で国民年金の氏名及び住所変更手続を行ったと申し立てているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年 8 月 1 日付けで氏名及び住所の変更手続を同時に行っていることが確認でき、申立内容と符合している上、これ以降、同市の集金人が申立人の自宅に申立期間を含めて国民年金保険料の徴収に訪れていたものと考えられる。

また、申立人及びその夫に係るオンライン記録によると、申立人は、結婚後の昭和 36 年 7 月から 60 歳期間満了まで、申立期間以外の国民年金保険料

を完納しているとともに、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度が発足した同年4月から60歳期間満了直前まで保険料を完納することで満額の年金を受給しており、申立期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立期間直前の昭和36年7月から37年3月までの期間について、申立人の夫は38年7月9日に過年度納付していることが、申立人が所持する夫の領収証書により確認できる一方、申立人は、平成10年6月2日になって納付済みに記録が訂正されていることが申立人のオンライン記録により確認できるほか、申立人の夫の国民年金手帳を見ると、申立期間途中の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料について、41年5月30日に重複納付のため還付されていることが確認できるなど、申立期間当時における行政側の記録管理の不手際がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から40年3月まで
② 昭和44年1月から51年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 平成3年7月及び同年8月
⑤ 平成4年5月及び同年6月

申立期間①については、私は、昭和36年からA市B区にあった店に住み込みで勤務していたが、同年9月頃、店の経営者から国民年金の加入を勧められた。国民年金保険料は、毎月の給料から他の費用と一緒に天引きの上、経営者が従業員全員の分をまとめて、郵便局員に渡していたことを覚えている。

申立期間②については、昭和42年3月に最初の夫と結婚後、1年間ぐらいは前記店に勤務していたが、44年に独立し、A市C区に店を開店した。国民年金保険料の納付方法については、よく覚えていないが、店に来る金融機関の集金人に私が納付していたように思う。最初の夫とは47年10月に離婚した。

申立期間③、④及び⑤については、昭和51年11月に2番目の夫と再婚し、D市に転居した。それ以来、私は店が忙しかったので、国民年金保険料については、元夫が、平成11年に亡くなるまで、私の分も含めて一緒に納付してくれていた。

申立期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、昭和51年11月に再婚後、平成11年*月

に死別するまで、申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を一緒に納付したと申し立てているところ、申立人及びその元夫の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の元夫は、再婚前の昭和40年4月から自身が60歳となる60年*月までの保険料を完納しており、元夫の納付意識の高さがうかがえ、申立期間③の保険料も納付済みとなっている。

また、再婚後の申立人及びその元夫の納付状況は、申立期間③の前後を含めてほぼ同一である。

さらに、申立人の申立期間③前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間は3か月と短期間であることも勘案すると、申立人の申立期間③の国民年金保険料については、納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が当時住み込みで勤務していたとする店の経営者及び従業員と連番で、昭和40年10月にA市B区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、経営者がこの頃に従業員と一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推定される。

この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料であり、別途社会保険事務所（当時）の納付書により遡って納付する必要があるが、申立人は、当時の保険料の納付には直接関与しておらず、従業員の保険料を納付してくれていたとする経営者は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況は不明であるほか、申立人と連番で払い出されていた従業員についても、申立期間①は昭和47年6月に特例納付していることが同人の特殊台帳により確認できることから、加入当時においては同様に保険料の未納期間である。

次に、申立期間②について、昭和44年にC区で独立開業し、店に来る金融機関の集金人に国民年金保険料を納付していたと思うと申し立てているところ、申立人に係るB区の国民年金被保険者名簿を見ると、45年2月に申立人が所在不明により不在被保険者として管理され、申立人が再婚する直前の51年4月10日付けで通知により転出が判明し被保険者として復活したことが確認できるほか、申立人も勤務していた店を退職する際、経営者から年金手帳を渡された記憶はないと陳述していることなどから、申立人に係る国民年金の住所変更手続が適切に行われず、申立期間②は、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、当時の各住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申

立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①及び②は延べ10年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、しかも、複数の区において納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、再婚後の申立人の元夫が60歳満了後の期間である申立期間④及び⑤について、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間④直後の平成3年9月から4年3月までの期間及び申立期間⑤直後の同年7月から5年3月までの期間の国民年金保険料をそれぞれ時効完成前の同年10月15日及び6年8月31日に過年度納付していることが確認できることから、当該納付時点において、申立期間④及び⑤は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられるほか、申立人は当該期間の保険料の納付についても直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の元夫も既に死亡していることから、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

平成3年頃に、私の国民年金に関する通知が来た。そこで、母親が市役所に行き、私の国民年金について相談を行った。その際に、我が家は母子家庭であることや、当時、大学生だった私の大学費用は奨学金を受けている事情を説明すると、市の職員から、私の国民年金保険料について、全額免除申請すれば承認されることが可能であることを言われた。そのため母親が、私の平成3年度からの保険料について全額免除申請を行い、平成3年9月からの保険料が全額免除として承認された。以降、私が就職をする6年3月までの保険料は、同様に、母親が全額免除申請を行い、承認されたと母親から聞いていた。

最近になって、ねんきん特別便を見ると、私の平成4年度国民年金保険料について、全額免除承認期間とされていないことが分かった。3年度及び5年度は全額免除承認期間であり、母親が4年度だけ全額免除申請しなかったとは考え難いので、調査の上、訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録についてオンライン記録を見ると、12か月と比較的短期間である申立期間を除いて国民年金加入期間中に未納期間はなく、申立期間の前後の期間は、いずれも全額免除承認期間とされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間の直後に当たる平成5年度については、申立人及びその母親共に、平成5年5月31日に免除申請が行われ、その後、同年12月に全額免除承認期間として資格記録が処理されている状況

が確認でき、このことは、申立人の免除申請手続が、加入当初の年度を除き、申立人の母親の免除申請手続と一緒に行われていたとする主張とも一致する。

さらに、申立期間当時、申立人を扶養していたとするその母親の国民年金の資格記録について、オンライン記録を見ると、今般の申立期間に当たる平成4年度については、平成4年5月30日に免除申請がなされていること、及び17年10月に社会保険事務所（当時）によって厚生年金保険被保険者期間に応じた記録の補正がなされるまでは、長年にわたって全額免除承認期間として認識されていたことが確認できる。これらのことは、申立人の母親に係るA市の国民年金保険料収滞納一覧表（平成5年5月31日作成）の中で、同人が、平成4年度を通じ、全額免除承認の被保険者として認識されていることとも整合し、申立人の母親が、申立期間について、母親自身の免除申請手続と一緒に申立人に係る免除申請手続を行っていたと考えても不自然ではなく、その場合には、申立人についてもその母親と同様、申立期間について全額免除の承認がなされたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を全額免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年12月から平成元年10月まで及び同年12月は30万円、2年1月から同年9月までは26万円、3年3月から4年2月までは32万円、同年3月から6年10月までは36万円、同年11月は32万円、同年12月から8年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月21日から平成10年10月20日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成2年2月から同年9月までは26万円、3年3月から同年9月まで及び同年12月から4年2月までは32万円、同年3月から同年10月まで、同年12月から5年10月まで、同年12

月から6年10月まで、同年12月から7年10月まで及び同年12月から8年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは34万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成3年10月、同年11月、4年11月、5年11月及び7年11月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持していないものの、前後の期間の給与明細書の保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、3年10月及び同年11月は32万円、4年11月、5年11月及び7年11月は36万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年10月までの期間、同年12月、2年1月及び6年11月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の申立人に係る平成2年度及び7年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書並びに3年度市民税・県民税特別徴収税額変更に係る納税者への通知書の「社保・小企共済掛金」により推認できる厚生年金保険料額から、昭和63年12月から平成元年10月まで及び同年12月は30万円、2年1月は26万円、6年11月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、昭和63年12月から平成元年10月までの期間、同年12月から2年9月までの期間、3年3月から10年9月までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年11月については、申立人提出の給与明細書を見ると厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成2年10月から3年2月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び平成3年度市民税・県民税特別徴収税額変更に係る納税者への通知書により推認できる厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。

したがって、特例法の趣旨から、上記期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年4月20日）及び資格取得日（昭和22年7月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和22年4月は150円、同年5月は390円、同年6月は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月20日から同年7月20日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和21年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年4月20日に資格を喪失後、同年7月20日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元同僚は、「私と申立人は同職種であった。退職するまで一緒に勤務したので、申立人は、申立期間もA社に在職していた。」と陳述していることから判断して、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記元同僚は、「申立人の在職中に業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と陳述している上、申立人が同職種であったと記憶している同僚6人について前述の被保険者名簿を見ると、加入記録に空白期間が生じている者

はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同じ業務に従事していた前述の元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 22 年 4 月は 150 円、同年 5 月は 390 円、同年 6 月は 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年2月16日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月16日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には当時の事業主にスカウトされて入社し、B業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現事業主が発行した申立人の勤務に関する文書及び同事業主の陳述等から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶する同僚6人の氏名が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の従業員数は15人ぐらいであったと陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間に加入記録がある者が17人確認できること、及び申立期間に加入記録の有る元従業員に照会したところ回答の有った複数の元従業員が、「厚生年金保険には、入社してすぐに加入した。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間の直前及び直

後に勤務した事業所における昭和 35 年 1 月及び同年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現事業主は、納付したとしているものの、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 2 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月28日、19年7月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月28日は4万7,000円、19年7月28日及び同年12月28日は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月28日
② 平成15年12月28日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年7月28日
⑤ 平成17年12月28日
⑥ 平成19年7月28日
⑦ 平成19年12月28日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。
賞与の明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、⑥及び⑦については、申立人提出の寸志(賞与)明細書及びA社提出の賞与明細書等から、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、⑥及び⑦の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の保険料控除額から、平成15年12月28日は4万7,000円、19年7月28日及び同年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②、⑥及び⑦に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月28日、19年7月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、③、④及び⑤については、前述の賞与明細書等において、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③、④及び⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月7日までの期間について、申立人のA社B支店（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は20年9月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月頃から20年9月7日まで

私は、昭和18年1月頃にA社B支店に入社し、E業務を担当していた。年金事務所に加入記録を照会したところ、私の加入記録は無いとの回答をもらったが、同僚には同社での加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C市にあったA社B支店で勤務していたと申し立てているところ、同社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、申立人と一緒に勤務していたので、申立人も厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

一方、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年9月7日）が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においてもA社B支店における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日が20年9月7日と記録されていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿等において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年6月1日となっているところ、同日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準

備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月7日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社B支店における記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年1月頃から19年6月1日までの期間について、労働者年金保険法では、工場及び炭鉱で勤務する男子の筋肉労働者がその適用対象とされていたところ、申立人は、「A社B支店において、E業務を担当していた。」と陳述していることから判断すると、当時、労働者年金保険が適用されない職種に従事していたことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の備考欄に「㊟」との押印が確認できるところ、当該押印は、厚生年金保険法が昭和19年6月1日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、新たに被保険者となったことを表すものであることから、それ以前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、上記のとおり、厚生年金保険法の施行準備期間とされており、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない期間に当たる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、昭和18年1月頃から19年10月1日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成8年10月及び同年11月は50万円、同年12月は53万円、9年1月から同年7月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年8月1日まで

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額の記録が給与支給額より低く記録されている。給料支払明細書を所持しているため、申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のA社における標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年10月及び同年11月は50万円、同年12月は53万円、9年1月から同年7月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、確認資料が見当たらないとしながらも、事務過誤があった旨回答していることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 11000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 11 日から 46 年 2 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年1か月後の昭和48年3月8日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるC社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月3日から29年12月31日まで

A社に勤務していた申立期間について、社会保険事務所(当時)の記録では、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、同社退職時に、同社から脱退手当金についての説明は無く、また、私自身、脱退手当金に関する知識も無かったので、脱退手当金は請求も受給もしていない。自分の意思で請求したのであれば、前職のB社での被保険者期間も合わせて請求するはずである。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和30年10月7日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、「A社退職時に、同社から脱退手当金についての説明は無かった。」と陳述しているところ、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚の一人が、「当時、退職する従業員に代わり、脱退手当金の請求手続をしたことはない。」と陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と133円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、昭和40年10月1日付けの社命により、A社から子会社のC社へ異動した時の期間であり、継続して給与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社は、申立人について、「異動した時点ではC社は適用事業所となっておらず、A社における資格喪失日を誤って届け出た。」と陳述している上、申立人と同時期に他の子会社に異動した者は、その子会社が適用事業所となるまでは、異動前のA社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間について、引き続きA社において厚生年金保険

が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和40年10月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、急に事務担当が退職したため、関連会社のC社に出向した時期であり、同期間の給与はA社から引き続いて支給されていた。同社には、昭和51年4月から54年8月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び申立人の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間にA社から関連会社のC社に出向し、継続して勤務していたことが推認される。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の終期である昭和53年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たるものの、A社の元事業主は、「申立期間当時、社会保険事務は、本社であるA社で行っていた。出向先が適用事業所となっていない期間については、引き続き本社で加入させ、保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様に申立期間当時にC社に出向していた同僚は、「申立期間当時に、C社に出向した者については、給与は出向後も引き続き本社であるA社から支給されていた。」としており、申立人の陳述と符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の加入記録における資格喪失日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和53年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月12日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社においてD職として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和48年2月から正社員として勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に昭和48年2月の同時期に入社したとする同僚のうち一人は、「自身が入社した時点においては、申立人は既にA社に勤務していた。」旨陳述していることから、申立人は、少なくとも当該同僚が被保険者資格を取得した同年2月12日には同社に勤務していたことが推認される。

また、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間同時に被保険者記録のある同僚13人に照会し、11人から回答があったところ、5人が申立人を覚えており、そのうち2人は、「申立人は昭和48年2月頃に入社した。」旨陳述している。

さらに、申立人が、「昭和48年5月頃にA社が所在地をB市からC市に変更したときに撮影した。」として提出したA社における社員の集合写真について、上述の同僚に照会したところ、「昭和48年5月頃に撮影されたものであり、申立人も写っている。」旨の回答を得た。

一方、A社において、申立期間同時に経理事務を担当していた同僚は、「A

社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 12 月 1 日以降は、職種に関係なく、入社と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

また、申立人が同時期に入社したとする上記同僚には、入社直後の昭和 48 年 2 月から厚生年金保険被保険者記録がある。

さらに、回答の得られた同僚のうち、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降に、同社において被保険者資格を取得している 9 人の同僚のうち 5 人は、「A 社では入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料が控除された。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 48 年 8 月の社会保険事務所の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に閉鎖し、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月26日から47年1月21日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は申立期間については、D社E支店からA社B支店に異動になったが、継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録から判断すると、申立人は、関連会社であるD社E支店及びA社B支店に継続して勤務し（昭和46年12月21日にD社E支店からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人に係る被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 27 日

年金事務所の記録では、私がA社で平成19年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、同社が保管する賃金台帳から、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の社会保険事務所（当時）への提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成6年7月1日から同年11月29日までの期間及び7年4月1日から8年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は24万円、7年4月は26万円、同年5月から同年8月までは24万円、同年9月は26万円、同年10月から8年2月までは24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成8年9月1日から9年10月1日までの期間及び10年12月1日から14年1月27日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、8年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から9年9月までは24万円、10年12月、11年4月、同年6月、12年2月、同年6月、同年8月、13年3月、同年4月及び同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成6年6月1日から同年7月1日まで
② 平成6年7月1日から同年11月29日まで
③ 平成7年4月1日から8年9月1日まで
④ 平成8年9月1日から9年10月1日まで
⑤ 平成10年12月1日から14年1月27日まで

年金事務所の記録では、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、平成6年5月からA社に勤務しており、給与明細書において同年6月の保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社における厚生年金保険加入期間（申立期間②及び③）及び同社のグループ企業であるC社における厚生年金保険加入期間のうち一部期間（申立期間④及び⑤）の標準報酬月額、給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間②、③、④及び⑤に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年7月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無く不明としているものの、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成6年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成6年7月は

28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は24万円、7年4月は26万円、同年5月から同年8月までは24万円、同年9月は26万円、同年10月から8年2月までは24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④及び⑤の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち、平成8年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から9年9月までは24万円、10年12月、11年4月、同年6月、12年2月、同年6月、同年8月、13年3月、同年4月及び同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤のうち、平成11年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月から12年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月から13年2月までの期間、同年5月から同年8月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、当該給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年6月15日は10万3,000円、同年12月14日は10万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月15日
② 平成19年12月14日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成19年6月15日は10万3,000円、同年12月14日は10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私は、昭和45年10月に結婚し、夫の実家であるA市に住民登録したまま、夫と一緒に各地に赴任していたが、52年4月頃、B市に住所を異動した際に、初めて義母から「私がずっと年金を支払っていたけど、今度からあなたが支払いなさい。」と言われ、国民年金手帳を受け取った。

その後は、私がB市役所で国民年金の住所変更手続きを行い、納付書により国民年金保険料を納付してきた。義母から受け取った年金手帳は紛失し、義母も既に亡くなっているため、当時の納付状況等は分からないが、きちんとしていた義母の性格から、申立期間の保険料を納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録及び特殊台帳によると、申立人は、B市に転居後の昭和54年9月14日に初めて国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、実家のA市において、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、B市に転居する以前における国民年金の加入手続き及び保険

料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする申立人の義母は既に亡くなっていることから、当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は6年以上に及び、これほどの長期間にわたり、連続して納付記録が欠落することは考え難い上、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から47年3月まで

私の父は、きっちりした性格であり、その父から、生前、私の国民年金は昭和46年から加入し、A市役所で定期的に国民年金保険料を納付していると何度も聞かされていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得し、厚生年金保険被保険者の資格を取得した日に喪失するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、昭和49年8月頃に加入手続が行われたものと推定され、46年5月29日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得するとともに、申立人が会社に就職し、厚生年金保険被保険者の資格を取得した47年4月1日に国民年金被保険者の資格を喪失したことが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。また、その記録は、上記年金手帳に記載された資格取得日及び資格喪失日とも一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和49年8月当時は、特例納付が可能な時期であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び当時の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父親が、申立内容のとおり、昭和 46 年に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を A 市役所で定期的に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から平成元年3月まで

私は、高等学校を卒業して両親が経営する自営業を手伝うようになり、昭和56年に、当時、給与の支払及び税金などの納付を担当していた母が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

平成3年頃、母が病気で倒れ、妻が母から経理事務を引き継いだ。当時の資料は全て残っておらず、母も既に他界している。私には当時の納付状況等、具体的なことは何も分からないが、申立期間に納付記録が無いか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続きの時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年1月に結婚した申立人の妻と連番で払い出されている上、その前後の第3号被保険者の状況等から、結婚の翌年である平成元年7月頃に妻と一緒に加入手続きが行われたものと推定され、昭和56年5月31日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。また、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続きが行われた当時において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続き前の過年度保険料であり、別途国庫金納付書で遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金の加入手

続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、申立期間前の昭和 36 年 7 月に連番で払い出されており、両親の申立期間における国民年金保険料は、現年度により納付済みであることから、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を両親の分と一緒に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人と一緒に加入手続が行われたとみられる申立人の妻も、申立期間のうち、妻が共済組合員の資格を喪失した 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は、同様に未納期間となっている。

さらに、申立期間は 7 年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 44 年に夫と一緒に国民年金に加入した。加入手続は夫が行い、国民年金保険料の納付は、私が担当していた。

国民年金保険料の納付は、申立期間当時は、夫婦で店舗付住宅に入居し店を営んでいたため、その家賃と一緒に A 市役所から送られてきた納付書に従い、定期的に自宅近くの市役所出張所で納付していた。

国民年金に加入してから 60 歳になるまでは、一月も欠かさず国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未納の記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫の保険料と一緒に自宅近くの市役所出張所で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、申立期間に該当する期間は夫婦共に未納の記録となっている上、昭和 52 年度の欄には「53 催」、53 年度の欄には「54 催」の押印がそれぞれ確認できることから、過年度納付の催告を受けた記録であり、申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に現年度納付されていなかったと考えられる。

さらに、過年度納付の可能性について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料は市から送られてくる保険料の納付書に従い、当時居住していた住宅の家賃と一緒に自宅近くの市役所出張所で納付を行ったが、遡った期間の保険料を納付した記憶はないと陳述しており、市役所出張所では過年度納付の収納は扱っていなかったことから、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがうことはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで

私は、申立期間はA市に居住し、大学生であったが、昭和38年9月以降、39年頃までの間に実家のB市(現在は、C市)に帰った時、母から私の国民年金の加入手続を行ったと聞いた。

また、昭和41年3月に大学を卒業した後、母から申立期間の国民年金保険料は、市の集金人に全て納付したと聞いた。

しかし、国民年金手帳を見たこともなく、母は病気で話を聞くことができないまま、平成23年*月に亡くなったので、どのように国民年金保険料を納付していたのかは分からないが、母が申立期間の保険料を納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和38年9月頃に国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号が、昭和49年10月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は既に時効の成立により、制度上納付することができない。

また、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、B市でこれらを担っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の事情は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出

簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年5月まで

私は、詳しくは覚えていないが、昭和52年12月に会社を退職後、国民年金の再加入手続と国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付については、申立期間前の昭和52年4月から同年6月までの口座振替の「領収証書」と、申立期間後の53年12月から54年3月までの「国民年金保険料口座振替済のお知らせ」を所持していること、及び夫も納付済みとなっていることから、夫婦一緒に口座振替により納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に勤務先を退職後、申立期間において、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和46年5月1日と48年8月20日にA市で2回の払出しがされていることが確認できるが、46年5月の払出しについては、職権で払い出されている上、当該番号に係るA市国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録は存在せず、納付記録は確認できない。

一方、昭和48年8月に払い出された国民年金手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳、オンライン記録及び申立人の所持する同年7月18日発行の国民年金手帳を見ると、52年7月1日に厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失した後、53年8月1日に同資格を再取得するまで、同資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金

の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと申し立てているところ、A市の前述の被保険者名簿を見ると、申立期間について口座振替による保険料納付の申出があったことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人自身で行ったとするものの、その陳述内容は明確ではない上、申立人は、申立期間前の昭和52年4月から同年6月までの口座振替の「領収証書」と、申立期間後の53年12月から54年3月までの「国民年金保険料口座振替済のお知らせ」を所持していることをもって、申立期間の保険料納付の根拠としているものの、これら資料から申立期間の保険料の納付が行われたことをうかがうことはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成4年12月まで

私は、平成2年3月までは大学生、3年3月までは大学院浪人、4年12月までは大学院生であった。大学生時代の昭和62年2月から海外への貧乏旅行によく出かけており、旅行先で不測の事態が起こっても障害年金を受け取れるようにと、母が国民年金保険料を支払ってくれていた。真面目で規範意識と遵法精神に富む母親は間違いなく納付している。申立期間中は両親と同居しており、両親は共働きであったので、収入面で困窮しておらず、金銭的な余裕は十分にあった。平成8年3月まで大学院生であったのに、5年1月から唐突に納付を始めているのは不自然である。

申立期間が未納とされているので、再調査の上、事実誤認なく納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格については、平成3年4月1日に初めて第1号被保険者資格を取得していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間のうち、昭和62年9月から平成3年3月までは、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では平成6年4月4日に申立人に係る加入手続が行われたと回答していることから、申立期間のうち、3年4月から4年3月までの国民年保

険料については、時効により保険料を納付することはできない期間である。

加えて、上記の加入手続が行われた時点において、平成4年4月から同年12月までの国民年金保険料は時効にかからず納付が可能な過年度保険料であるが、納付を行っていたとする申立人の母親は、「遡って国民年金保険料を納付したかどうかは分からない。」と陳述している。

また、申立人は、所持していた年金手帳は国民年金手帳記号番号の違う2冊であったことから、平成18年頃にA市役所、又はB社会保険事務所（当時）に電話をした際に、基礎年金番号と古い手帳記号番号は統合されていると言われ、2冊のうちの1冊の手帳を処分したと回答しているところ、オンライン記録によると申立人に係る基礎年金番号に統合されている手帳記号番号は申立人の手帳記号番号のみであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年3月まで

私は、平成4年4月から9年3月までA市にあるB高等学校に在籍し、寮生活をしていたところ、20歳を過ぎた頃に、A市役所から国民年金の督促状のようなものが送付されてきた。

その督促状には、国民年金保険料を納付しないと財産を差し押さえるような記載があったのでびっくりしたことを覚えており、就職に伴いC市へ転居する平成9年3月に身辺整理のためA市役所で保険料を納付した。

申立期間当時、複数のアルバイトをしていたので月平均7万円ないし8万円の収入があった。寮生活であり、食事代はほとんどかからず、経済的には余裕があったので手元にあった現金で納付した。国民年金保険料額について、はっきりとした金額までは覚えていないが、数万円だったのを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職に伴いC市へ転居する直前の平成9年3月に、A市役所において申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てており、オンライン記録によると申立人の基礎年金番号は、同年1月9日に交付されていることから、当該基礎年金番号により申立期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、A市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、平成8年度の欄に、現年度納付していない「未のう」の記載が確認でき、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録を見ると、平成9年7月10日に納付書が発行されていることが確認でき、この発行日より前に国民年金の未納期間は申立期間以外

に存在しないことから、当該納付書は、申立期間に係る過年度納付書であることが推認でき、申立期間の国民年金保険料を遡って納付できるものの、申立人からは、過年度納付の手続を行った事情はうかがえず、遡って納付したとの陳述も無いことから、申立人が遡って納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、A市役所から督促状のようなものが送付されてきたと陳述しているところ、申立人は当該督促状を所持しておらず、同市役所は、申立期間当時、学生の国民年金未納者に対して督促状を送付していたか否か不明である旨回答していることから確認することができない。

加えて、先述のとおり、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月9日に払い出されており、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとするのみで、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年6月まで

昭和41年3月に会社を退職した私は、明確な記憶はないものの、退職日の翌月である同年4月に、A市役所において、自身で国民年金の加入手続をしたと思う。

国民年金保険料を遡って納付したこと、及びまとめて納付したことは一度もなく、納付の方法など具体的に覚えていないが、毎月自宅に来ていた集金人に、私が夫婦二人分の保険料を支払っていた。

申立期間は、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私については未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日から昭和48年11月前後に払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及びオンライン記録において別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、オレンジ色の年金手帳を所持していたと陳述しているが、年金手帳がオレンジ色になったのはおおむね昭和49年以降からであり、申立期間は明らかに異なる色であった上、申立期間は印紙検認方式であったところ申立人は、「(印紙検認方式については) 全く記憶にない。」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分を合わせて納付していたと陳述しているところ、申立人の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間については免除申請していることが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人自身が納付したと主張するのみで、記憶が曖昧であるため、具体的な加入手続についても不明であるとともに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年3月まで

国民年金に加入するのが国民の義務なので、私は昭和48年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、B銀行C支店で3か月ごとに国民年金保険料を納付した。ずっと満額の年金がもらえると思っていたところ、ねんきん定期便で申立期間が未納であることが分かった。

しかし、私は申立期間については間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年3月頃に行われたものと推認され、48年3月頃に加入手続を行ったとする主張とは一致しない上、申立期間の一部については、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人が所持する年金手帳は3制度共通様式のものであり、この様式の年金手帳の使用が開始されたのは昭和49年11月以降であることから、このことから48年3月頃に手続を行ったとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間に係る申立人の保険料の収納が確認できない上、昭和51年度の保険料について、加入手続が行われたと推認される昭和52年3月の翌月である同年4月に一括で納付され、昭和52年度からは3か月単位で保険料が順次納付されていることが確認できることから、これ以降、定期的に現年度納付が開始されたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年12月まで

昭和52年頃だったと思うが、私たち夫婦は国民年金に加入した。加入後、最初の国民年金保険料の納付は私が行い、その時は加入前の期間について遡って保険料を一括納付したが、その後は妻が毎月集金人の女性に夫婦二人分の保険料を欠かさず納付していた。その女性は、国民健康保険の保険料及びほかの集金にも回ってきていたことを覚えている。申立期間当時は自営業も順調で、納付が滞る理由はなく、国民年金保険料の集金であれ、ほかの集金であれ、集金人の来訪を受けて保険料などを納付しないままにすることは考えられないので、国民年金保険料が17か月も未納とされていることには納得できない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、加入前の期間については申立人自身で夫婦二人分の国民年金保険料を遡って一括納付したものの、それ以降は、申立期間を含め、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を毎月遅滞なく集金人に納付し、一括納付及び遡及納付は行っていないと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、新規の資格取得届出日より加入手続が行われたものと推認される昭和55年6月17日以降で、申立期間より前の56年10月から57年3月までの保険料を同年8月30日に、申立期間直後の59年1月から60年3月までの保険料を61年2月22日に納付するなど、申立期間の前後において、保険料を過年度納付により複数回にわたって遡って一括納付している旨記載されていることが確認でき、申立人が主張する保険料の納付方法と一致しない。

また、申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料

を過年度納付により遡って一括納付した 61 年 2 月 22 日の時点において、保険料の遡及納付が可能であったのは 59 年 1 月までであり、その直前の申立期間については、制度上、時効により保険料を納付することのできない期間となる上、申立期間について、この時点以前に別途過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については、申立人及び申立人が国民年金に加入して以来、常に国民年金保険料と一緒に納付してきたとする申立人の妻についても未納期間とされていることが確認できる上、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年12月まで

昭和52年頃だったと思うが、私たち夫婦は国民年金に加入した。加入後最初の国民年金保険料の納付は夫が行い、その時は加入前の期間について遡って保険料を一括納付したが、その後は私が毎月集金人の女性に夫婦二人分の保険料を欠かさず納付していた。その女性は、国民健康保険の保険料及びほかの集金にも回ってきていたことを覚えている。申立期間当時は自営業も順調で、納付が滞る理由はなく、国民年金保険料の集金であれ、ほかの集金であれ、集金人の来訪を受けて保険料などを納付しないままにすることは考えられないので、国民年金保険料が17か月も未納とされていることには納得できない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、加入前の期間については申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を遡って一括納付したものの、それ以降は、申立期間を含め、申立人自身が夫婦二人分の保険料を毎月遅滞なく集金人に納付し、一括納付及び遡及納付は行っていないと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、新規の資格取得届出日より加入手続が行われたものと推認される昭和55年6月17日以降で、申立期間より前の56年10月から57年3月までの保険料を同年8月30日に、申立期間直後の59年1月から60年3月までの保険料を61年2月22日に納付するなど、申立期間の前後において、保険料を過年度納付により複数回にわたって遡って一括納付している旨記載されていることが確認でき、申立人が主張する保険料の納付方法と一致しない。

また、申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料

を過年度納付により遡って一括納付した61年2月22日の時点において、保険料の遡及納付が可能であったのは59年1月までであり、その直前の申立期間については、制度上、時効により保険料を納付することのできない期間となる上、申立期間について、この時点以前に別途過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については、申立人及び申立人が国民年金に加入して以来、常に国民年金保険料と一緒に納付してきたとする申立人の夫についても未納期間とされていることが確認できる上、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年8月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、母がA市役所で手続きしてくれたと思う。

手続後の国民年金保険料については、平成14年9月に厚生年金保険被保険者となるまでの期間は、母が毎月金融機関で納付してくれていたはずである。

なお、妹が20歳になってからは、妹の国民年金保険料も母が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、平成7年2月ないし同年3月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が現年度納付してくれていたはずであるとしているものの、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成6年9月から7年3月までの保険料について、8年10月11日に過年度納付していることが確認できることから、この過年度納付時点において、申立期間の保険料については、時効により、納付できなかった可能性が否定できない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料については現年度納付することが可能であったものの、その場合、申立期間の5か月分の保険料を現年度納付しておきながら、その後の7か月間の保険料

については、平成8年10月まで未納のまま放置していたこととなり、不自然さは否めない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、一方、納付等を担っていたとする申立人の母親も、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料の納付方法等に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

昭和49年4月に結婚し、婚姻届をA市役所に提出した際に、夫婦で国民健康保険と一緒に、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、A市に住んでいた当時は私が仕事の合間にまとめて市役所で納付し、その後、昭和50年7月に転居したB市では、妻が毎月銀行の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、会社の退職に伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年5月6日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年9月1日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金被保険者資格の取得日は昭和61年5月6日と記録されており、オンライン記録等と符合する上、申立人は、当該年金手帳以外に国民年金に係る別の年金手帳は無かったと陳述している。

さらに、A市においては申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、また、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和61年5月6日とされており、申立期間は未加入期間であり、また、資格取得の原因等欄に「61.8.2C社」との記載もあることから、厚生年金保険適用事業所の退職に伴い、同年8月2日頃に実際の

加入手続が行われたものと推認される。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが申立人及びその妻から具体的な陳述を得ることはできず、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年5月まで

国民年金の加入については、昭和47年7月から勤めていた会社に全て任せていたのではっきりとは分からないが、多分、自身が20歳になった以降に、事業主の奥さんが手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、会社に任せていたのではっきりとは分からないが、給料から天引きされていたと思う。

当時、従業員の中に自分のいところに当たる男性職員がおり、同人についても、自身と同じ条件で会社が国民年金に加入してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、会社に一任していたとする一方、当時、会社の経理事務等を担当していたとする事業主の妻は、「厚生年金保険適用事業所となった昭和57年6月からは、従業員もきちんと厚生年金保険に加入していたが、それ以前の期間については、会社として国民年金の加入手続は行っておらず、申立人も国民年金には加入していなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人が、自身と同じ勤務条件であったはずであるとしている申立人のいこのオンライン記録を見ても、国民年金に加入した履歴は確認できず、申立人のみ国民年金への加入手続が行われたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記

号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年6月までの期間及び53年6月から55年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から52年6月まで
② 昭和53年6月から55年10月まで

時期ははっきりと覚えていないが、私の国民年金について、母親が加入手続を行い、その後の国民年金保険料についても、私の姉の分と一緒に納付してくれていたはずである。

昭和56年5月に姉が結婚する際、母親から「今まで国民年金保険料を納付してきたが、これからは、自身で納付しなさい。」と言われ、私と姉に年金手帳を手渡してくれたことを鮮明に記憶している。

申立期間当時の姉の国民年金保険料は納付済みとされている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和56年1月9日に払い出されており、また、オンライン記録における前後の手帳記号番号からみて、55年11月頃に加入手続を行ったものと推認でき、この手帳記号番号の払出時点等において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は昭和55年11月頃に行われたものと推認できるところ、申立人は、同月以降の国民年金保険料については現年度納付しており、申立期間②のうち、同年4月から同年10月までの保険料についても同様に現年度納付した可能性はあるものの、特殊台帳を見ると、同年4月欄に「56 催」と未納催告の事跡が確認されることから、少なくとも加入手続当時においては、当該期間の保険料については未納であったもの

と考えられる。

一方、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人の姉に係る納付記録等を見たところ、姉の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月13日に払い出されており、昭和48年度以降の保険料は納付済みとなっているものの、それより前の期間の保険料は未納であることからみて、当時、申立人の姉弟の保険料納付を担っていたとする申立人の母親が、申立人の分のみ加入手続時期より前の期間まで遡って納付したとも考え難い。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合わせて6年3か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については関与しておらず、それらを担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から10年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から10年7月まで

昭和60年7月頃に、それまで勤めていた会社を退職したため、A市役所に出向き、国民年金の加入と国民年金保険料の免除申請を行った。

その後も転職を繰り返したが、老後のことを考え、失業中は必ず国民年金保険料の免除を申請し、承認されていたはずである。

申立期間について、申請免除が記録されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和60年7月21日に初めて国民年金被保険者資格を取得しているものの、平成2年2月23日に資格を喪失し、14年9月1日に資格を再取得するまでの間、資格取得の履歴は認められないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、オンライン記録を見ると、国民年金被保険者の資格期間中である昭和60年7月から平成2年1月までの期間において、複数回にわたって免除申請申請が行われたことが確認できる一方、申立期間については、免除申請申請を行ったとする事跡は無く、オンライン記録上、不自然な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立期間は6年1か月に及んでおり、毎年度行われる国民年金保険料の免除申請申請及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を免除されたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 11 年 10 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 14 年 2 月までは 62 万円、同年 3 月から 16 年 2 月までは 56 万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した日(平成 16 年 3 月 21 日)の 4 日前の同年 3 月 17 日付けで、11 年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同様に代表取締役の標準報酬月額も遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票の記録から、同社は、平成 11 年 11 月頃から厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

一方、商業登記の記録から、申立人は、申立期間当時から標準報酬月額の遡及訂正が行われた当時まで、A社の取締役であったことが認められるところ、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられている上記代表取締役は、「当時、会社の業績が悪化し社会保険料も支払ができなかったため、申立人と社会保険事務所に相談に行き、申立人の承諾を得た上で標準報酬月額の遡及訂正手続を行った。」と陳述しており、前述の滞納処分票を見ると、平成

14年から16年にかけて、申立人が、代表取締役と共に数回社会保険事務所に
出向き、滞納している保険料の納付に関する相談を行った上、同年2月24日
付けで、代表取締役と共に標準報酬月額の変更等に関する資料を提出している
事跡が確認でき、その後、同年3月17日付けで申立人及び代表取締役の標準
報酬月額が遡及訂正されていることから、申立人が、当該標準報酬月額の遡及
訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自ら
の標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではな
いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月
額に係る記録の訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 35 年 3 月 1 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年7月14日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計21ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した44人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め38人見られ、そのうち33人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間と脱退手当金の支給決定日との間に有るB社における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 42 年 8 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受け、納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名押印が確認でき、また、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時の申立人の住所地である。さらに、当該脱退手当金が申立人の住所地に近い郵便局で隔地払(通知払)されていることも確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 26 日から 37 年 12 月 27 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年4月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計100人のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業所による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和38年1月28日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

年金の裁定請求時から、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できなかつたところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年9月8日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の次に脱退手当金の支給記録の有る女性従業員二人は、「脱退手当金の請求手続は、会社がしてくれた。」旨陳述している。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11014 (事案 7923 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月5日から26年1月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

今回、紛失していたと思っていた年金手帳が出てきた。この手帳は、平成2年にC社会保険事務所(当時)で年金受給の手続をした際、当時所持していたA社で発行された年金手帳が回収されたため、新しく交付されたものであり、そのために脱退手当金を受給したことになっている。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない、ii) 前述の被保険者台帳の備考欄には「48条2項」と記載されているところ、当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による退職が受給要件であり、戸籍謄本によると、申立人は脱退手当金の支給決定日から約5か月前の昭和26年4月*日に婚姻したことが確認できる、iii) 脱退手当金が支給決定されたのは、通算年金制度創設前である等として、既に当委員会の決定に

基づく平成22年10月22日付けの年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「年金手帳が見つかった。これは、平成2年に再交付を受けたもので、A社で勤務していた当時の年金手帳は再交付を受けた際に社会保険事務所に回収された。そのために、脱退手当金が受給されたことになっている。」と申し立てているところ、申立期間当時においては、年金手帳ではなく厚生年金保険被保険者証を交付することとされていたことから、申立人が社会保険事務所で回収されたとする年金手帳は、B社（申立人が申立期間後に勤務し、厚生年金保険被保険者となった事業所）に係るものと考えられる。

また、年金事務所は、「厚生年金保険被保険者台帳記号番号を統合する際、使用しない番号の年金手帳等は回収する。申立人の場合、申立期間の厚生年金保険被保険者証を持参されなかったため、年金手帳が再交付され、B社において交付された年金手帳の番号が取り消されて回収されたものと思われる。」旨回答している。

以上のことから、申立人が新たな事情として提出した年金手帳をもって、委員会として判断された「脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。」との結論を変更すべき新たな事情とは認められない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年1月21日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、平成3年4月1日からB職担当として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時は従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、3か月前後の試用期間が有った。試用期間は、保険料を控除していない。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で被保険者記録の有る元従業員に照会し15人から回答を得たが、そのうち4人が、「A社には3か月の試用期間が有った。」としており、そのうち3人は、「試用期間中に保険料の控除はなかった。」と回答している。

さらに、当該15人のうち、記憶する自身の入社時期について回答のあった6人のオンライン記録を見ると、回答のあった入社時期からおおむね2か月後ないし3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社で申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「申立人については、私の前任者が、試用期間経過後も申立人を厚生年金保険に加入させておらず、同前任者から引き継ぎを受けた平成3年11月ないし同年12月以降に、私が厚生年金保険の加入手続を行ったのではないかと思

われる。なお、加入手続より前の期間について、申立人の給与から保険料を控除することはなかった。」旨陳述しているところ、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は平成4年1月21日と記載されており、当該元従業員の陳述と符合する上、オンライン記録とも一致している。

また、申立人のA社における厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は平成4年1月21日で一致しているところ、同年1月に同社で資格を取得している元従業員5人も両保険の資格取得日は一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 16 日から 39 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年9月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 8 日から 33 年 1 月 26 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 34 年 1 月 21 日から 35 年 8 月 30 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を年金事務所に照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済みとなっているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間である3回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているのに対し、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前の期間に当たり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することができなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11018 (事案 2787、4108 及び 6048 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで
③ 昭和 20 年 6 月 15 日から 21 年 6 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。また、軍隊に入営し帰国するまでの期間である申立期間③についても、加入記録が無いので、併せて年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、これまでに行った3回の申立てでは、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

今回、保険料控除を示す新たな資料として「官報の写し」等を提出する。また、A社の同期入社の方の連絡先が分かったので、私の申立期間の勤務状況等を確認するとともに、同社B支所以外の事業所において私の加入記録がないかどうかを確認してほしい。さらに、私の厚生年金保険被保険者台帳には、記録の欠落を示すような記載が有るので、これについても調べた上で、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、労働者年金保険法の適用範囲及びA社における同僚の厚生年金保険の加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 30 日付け、同年 9 月 4 日付け及び 22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。また、申立期間③については、申立人が軍隊に入営した際、同社において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、21 年 9 月 4 日付け及び 22

年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として、「官報第*号の写し」、「A社社史(抜粋)」、「同僚の厚生年金保険記録」等を提出しているが、これらの資料では、申立人の申立期間に係る保険料控除又は入営時に被保険者であったこと等を推認することはできない。

また、申立人がA社に同期入社し、共に研修を受けたとする同僚(A社における被保険者期間は、昭和17年6月1日から20年9月1日まで)は、「私の厚生年金保険の加入記録に欠落は無いが、私は外地で勤務しておらず、申立人のような外地での勤務者のことは分からない。」と陳述している。さらに、同人のほか、同社C支所及び同社D支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が有り連絡先の判明した13人に照会し、8人から回答を得たが、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等をうかがわせる陳述は得られない。加えて、当該8人の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立人と同様に外地での勤務経験が有るとする者については、当該勤務期間のうちの相当の期間について、加入記録の無いことが確認できる。

さらに、前述のA社C支所及び同社D支所をはじめ、厚生年金保険の適用事業所となっていた同社B支所以外の事業所においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記載内容及び日本年金機構E事務センターの説明から、A社B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の一部が紛失しているとみられるため、同名簿を改めて確認した。その結果、紛失箇所を特定することはできないものの、オンライン記録と一致する申立人の同社における被保険者記録は全て確認できる上、申立期間の被保険者記録が記載されていると仮定した場合に、当該記録が記載されているべきであると考えられる箇所に記録の欠落がうかがえないことから、申立人の被保険者記録が当該紛失箇所に含まれていたとまでは判断できない。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 16 日から 43 年 6 月 16 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名押印が確認でき、また、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時の申立人の住所地である上、当該脱退手当金が申立人の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることも確認できる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月頃から 43 年 1 月頃まで

私は、昭和 41 年 10 月から 43 年 1 月頃まで、A 社に勤務していた。その途中の 42 年 3 月頃、同社の事務担当者から、同社が社会保険に加入したとの話を聞き、それ以後は給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた昭和 41 年 10 月から 43 年 1 月頃までの期間のうち、同社が社会保険に加入した 42 年 3 月頃以後は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、商業登記簿の記録から把握できる A 社の代表取締役二人に文書照会を行ったが、回答が得られない上、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から34年8月31日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。同社は結婚のために退職したが、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年11月2日に支給決定されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員41人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給している者は29人であり、このうち資格喪失後6か月以内に支給決定されている者は26人である上、支給記録の有る同僚の1人は、「私を含め結婚退職の女性従業員については、会社が脱退手当金の請求手続を代行していた。」旨陳述していることを踏まえ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
申立期間は、A市にあったB社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市にあったB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするB社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も見当たらない。

そこで、申立期間当時の住宅地図を基に、申立人主張の所在地及びその近隣において申立事業所の所在を調査したものの、申立事業所の所在を確認することができなかった。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の名字しか記憶していないため、事業主を特定することができず、上司及び同僚の氏名も記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名（旧姓を含む）の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほかに、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月5日から35年5月1日まで
厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、結婚前にA社に勤務していた昭和31年12月5日から35年5月1日までについて、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。
申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については請求及び受給した記憶はないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年7月21日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者のうち、申立人とおおむね同じ時期(昭和31年から39年まで)に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している女性12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め6人みられ、その全員が資格喪失後3か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 6 日から 33 年 10 月 26 日まで
② 昭和 34 年 1 月 29 日から 35 年 4 月 5 日まで
年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務していた申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金は昭和 36 年 2 月 16 日に支給決定されているところ、申立人はB社退職後の 35 年 9 月 * 日に婚姻により改姓していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名が同年 11 月 1 日付けで、旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 44 年 3 月 2 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、オンライン記録によると、申立人は、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失後は、厚生年金保険被保険者であった一部の期間を除き、国民年金の強制加入被保険者あるいは任意加入被保険者の対象者であったが、国民年金の第 3 号被保険者制度が発足した昭和 61 年 4 月 1 日までは国民年金に加入しておらず、同日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人も「A 社退職後は、国民年金に加入しなかった。」と陳述していることから、申立人の同社退職時における公的年金に関する意識の高さはいかたがう。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 8 日から 36 年 1 月 18 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和 37 年 1 月 27 日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。
また、申立人は、申立期間に係る A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、昭和 36 年 4 月から国民年金の強制加入被保険者の対象となる期間があったにもかかわらず、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、49 年 8 月 21 日に払い出されていることが確認できる上、国民年金の加入について、申立人は、「当時は、若かったこともあり、年金について全く考えていなかったし、国民年金制度及び通算年金制度について知らなかった。国民年金には母親及び友人の勧めで加入した。」旨陳述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から23年3月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和21年3月から24年7月までA社に勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人は、昭和23年3月1日より前からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所整理記号簿によると、同社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和23年3月1日と同じ日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、申立人が、昭和23年3月1日以前からA社に勤務していた者として名前を挙げた事業主を含む25人は、オンライン記録において申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、25人のうち20人は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録から、同社が適用事業所となった同年3月1日又は同日以後に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、残りの5人は、同名簿に氏名が確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立人と同様に、同社が適用事業所となった昭和23年3月1日と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる24人のうち、所在が判明した5人に照会したところ、回答が得られた3人全員が「昭和23年3月1日以前からA社に勤務していた。」旨陳

述している上、3人のうち1人は、「申立期間当時のA社は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述しているほか、他の2人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社は、昭和45年8月に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が社会保険事務担当者として名前を挙げた者は、いずれも所在不明のため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月から23年3月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。
しかし、私は、昭和21年9月から24年6月までA社に勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人に係る住民票の記載内容から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所整理記号簿によると、同社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和23年3月1日と同じ日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立人と同様に、同社が適用事業所となった昭和23年3月1日と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる24人のうち、所在が判明した5人に照会したところ、回答が得られた3人全員が「昭和23年3月1日以前からA社に勤務していた。」旨陳述している上、3人のうち1人は、「申立期間当時のA社は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述しているほか、他の2人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、前述の同僚3人のうち1人が、昭和23年3月1日以前からA社に勤務していた同僚として名前を挙げた者は、同社が適用事業所となった同年3

月1日と同じ日に被保険者資格を取得している24人に含まれていることが確認できる。

加えて、A社は、昭和45年8月に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。